

注意事項

【電子入札システム】【入札情報システム】へのアクセス

- ◎【電子入札システムは】及び【入札情報システム】は、スタートページのバナーをクリックすることにより、自動遷移で別URLの各トップページに移行します。したがって、両システム共にトップ画面を直接お気に入り登録すると正しくトップページが表示されません。「電子入札システムスタートページ」をお気に入りへ登録してご利用ください。

入札書等の提出について

- ◎提出された入札書等はシステム内に暗号化されて厳重に保管され、開札までは発注者側でも確認することは出来ません。入札金額及びくじ番号、添付内訳書、申請書等に間違いのないように十分確認の上、入札書等の提出をして下さい。一旦提出された入札書等は、如何なる理由があっても引き戻すことはできません。
- ◎利用者が使用するパソコン、通信機器、回線等の正常な稼働、及び環境の確保は利用者の責任です。入札業務の重要性から、電子入札時の不測の事態（パソコンの不具合、電子認証局の不具合、通信障害等）に対し、機器のバックアップの準備や郵便入札へ変更する時間の確保等の危機管理を利用者の責任において行って下さい。サポート対象時間内における佐久市の責によるシステムダウン等の障害以外の理由により、入札書等の提出に際し何らかの問題が生じても、入札書締切日の延長等の対応はしません。
- ◎電子入札に使用するICカードには有効期限があります。入札書等の提出は、当該電子入札案件の落札決定時点まで有効なICカードを使用して行わなければならないことに、特に注意してください。

通知書メールの送信について

- ◎各種通知書の登録確認メールは、システムにより利用者登録時に登録されたメールアドレス宛てに自動送信されます。登録されたメールアドレスが違っていた場合は、送信されますが届かない事態になります。この場合、発注者側でも到達確認はできませんのでご注意ください。

ICカードの名義人について

- ◎佐久市の入札参加資格者名簿に登録されている方を名義人としたICカードをご購入ください。支店や営業所で入札する場合も参加資格が必要となり、その場合には支店や営業所の代表者名義のICカードが必要となります。
利用登録の際には入札参加資格者名簿と1文字でも違うと登録できませんので、ご注意ください。なお、使用できる文字は、JIS第一水準、第二水準文字です。いわゆる「はしごだか」や「たちざき」とった文字も使用いただけません。入札参加資格者名簿については、「はしごだか」を「高」のように置き換えさせていただきましたので、商号等入力の際はご注意ください。

利用者登録後の登録内容の変更について

- ◎利用者登録後、商号又は名称、代表者が変更になった場合には、速やかに入札参加資格の記載事項変更届を関係部署に提出し、新しい会社名または代表者名義のＩＣカードを取得してください。
- ◎佐久市の電子入札システムでは、ＩＣカードの更新はできません。したがって、ＩＣカードの有効期限が切れ、新たなカードを取得された際には、速やかに新規利用者登録を行ってください。この際には、古いカードの有効期限が切れるまでは、新旧の両方のカードがご利用になれますが、間違いの元になりますので、可能な限り新しいカードをご利用ください。